

グローバル金融危機とB I S規制の見直し

神戸大学経済経営研究所

教授 井澤 秀記

各国の金融監督当局は、金融危機の再発防止のため商業銀行、証券会社、保険会社、ヘッジファンド等の国際的な金融規制、監督のあり方について早急に見直すことが喫緊の課題となっています。スイスのバーゼルにある国際決済銀行（B I S）に事務局を置くバーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision、以下：バーゼル委員会）も、今回の米国発のグローバル金融危機に直面し、B I S自己資本比率規制（以下、B I S規制）強化の方針を表明しています。B I S規制とは、国際的に業務展開する銀行がリスク資産に対する自己資本の比率を8%以上に維持するように先進国の金融当局が1988年に合意（accord）したものです。邦銀も1993年3月期から実施しています

ところが、米国の銀行は、信用力の低い個人向け住宅ローン、いわゆるサブプライムローン債権をそのまま保有すると貸し倒れなどの信用リスクをもつため、特別目的会社（S P C）や証券会社に売却し、バランスシートから切り離すことによってB I S規制を回避していたのです。また、米銀は、連結対象外の投資目的の特別運用会社（S I V）を通じて資産運用していました。証券化商品を担保とするコマーシャル・ペーパー（ABCP）を発行して短期資金を調達し、高利回りのサブプライムローン関連証券で運用して利ざやを稼いでいたのです。規制が緩く、資金繰りが悪化しても銀行の財務諸表には載らないため、その実態もはっきり把握されていませんでしたが、損失を金融機関が負担せざるをえなくなりました。S I Vは、米銀のシティバンクが1988年に設立したアルファ・ファイナンス・コーポレーションが最初といわれますが、そのシティグループも今では総額450億ドルの資本注入により事実上の政府管理下に置かれています。

他方、米国の投資銀行（「銀行」といっても預金を受け入れる商業銀行ではなく、小口個人向けの証券会社ではなく、大企業のM&A、株式・社債の引き受けで手数料を稼ぐのみならず、資産担保証券を組成、売買する証券会社を指す）は、銀行ではないのでB I S規制は適用されていませんでした。再証券化された債務担保証券のリスクを過小評価し、安易な借り入れにより自己資本の約30倍とレバレッジ（テコ）を効かせて高収益をあげるリーマン・ブラザーズのような証券化ビジネスモデルは失敗しました。米国の投資銀行のうち多くが銀行に買収されるか、銀行持ち株会社になったことから、これからはB I S規制が適用されます。金融工学を駆使した「金融の証券化」は、リスクを分散化するメリットがありますが、リスクがマジックのように消えたわけではなく、かえってリスクの所在がわからな

くなり金融システムにとってシステミック・リスクをもたらすことになりました。

B I S 規制では銀行がバブル時に過剰に貸し付けを増やすことを防ぐことができない一方で、不況時には自己資本が減少するため貸し渋り、景気をより悪化させるという景気循環増幅性（procyclicality）が指摘されています。これにより、バーゼル委員会は、銀行のリスクの範囲を広くし、自己資本の質を強化するとともに、好況期に8%以上の資本をバッファとして積み上げて不況期に取り崩すという規制強化の方針を打ち出しました。また、8%という最低水準は2010年に見直すということです。年内にはB I S 自己資本比率規制の改訂案が公表される予定です。

日本の金融機関は08年秋の米国の金融危機に際し、対岸の火事とみて千載一遇のチャンスとばかり、例えば三菱UFJはモルガン・スタンレーに90億ドルの出資をしました。しかし、その後の保有株の減損処理や融資先の業績悪化による不良債権処理のため計9千億円近くの増資をするはめになり、09年3月期の連結最終損益は2,600億円の赤字になりました。邦銀は景気が回復した時には自己資本の量と質（普通株ベースのコア中核的自己資本比率が4%以上）の両面での資本増強を図らなければならなくなります。

金融規制、監督には抜け穴を封じるために国際協調が必要であり、第3回目のG20（金融サミット）は、9月にアメリカのピッツバーグで開催される予定です。

なお、より関心のある方は、経済経営研究所の「年報」59号（2010年3月頃出版予定）の拙稿をお読み下さい。